

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7048

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 11 日	支出額	4,220 円
項目	事務所費	充当額	3,798 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所来客用駐車場賃借料（1 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-12-11		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N021	*4,000	
	残高	
送金料金 *220円		
振込予定日 07-12-11		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちよ銀行 ——

整理番号 156-2

駐車場 賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。)と借主 武内政文 (以下「乙」という。)は、下記(1)に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2	指定場所	XXXXXXXXXX
	名称	町田駐車場		

(2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ フリード	登録番号	XXXXXXXXXX
---------	----------	------	--

(3) 契約期間

契約期間	2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

(4) 賃料

賃料(駐車場使用料)	月額 4,000円(消費税含)

支払期限: ①. 毎月末日までに翌月分を支払う。 2. 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

支払方法	1. 口座振替	XXXXXXXXXX
	②. 振込	
	3. 持参	持参先:

※振込手数料は、借主負担とする。

(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名 XXXXXXXXXX
	住所 〒 XXXXXXXXXX

管理者	商号又は名称 宮田精一事務所 代表者 宮田精一
	所在地 〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15 電話 049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名 XXXXXXXXXX
	住所 〒 XXXXXXXXXX

整理番号 136-3

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025年3月()日

甲(貸主)	氏名	代理人	電話
	住所		
乙(借主)	氏名 (商号及び代表者)	武内 政文	電話
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地	
緊急連絡先	氏名	武内 政文	電話
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地	

宅地建物 取引業者	商号(名称)	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話	049-292-3405
	免許証番号	埼玉県知事(2)第23444号		
宅地建物 取引士	氏名		登録番号	
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7069

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 12 日	支出額	45,440 円
項目	事務所費	充当額	40,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 12 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

**埼玉りそな銀行**

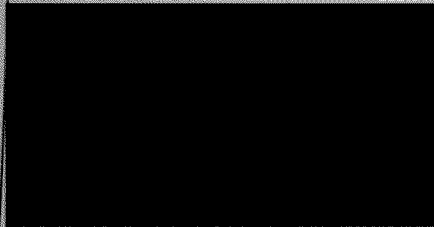
取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
37706	07-12-12	14:18
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥45,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証
万円 千円 千円		(硬貨) 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人



登録番号 0001

オハナキヒトセイムカット"ウツ"ムシヨ様

ご依頼人

電話番号



取扱番号 400043

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

貸家賃貸借契約書

貸借人 尾花 球仁 氏 事務所 上庄市本町1-1-5
と 借人 佐藤 隆 氏 事務所 上庄市本町1-1-5

との間に、次のとおり貸家賃貸借契約を締結します。

- 第1条 (貸借物の表示) 貸借人はその所有する次に表示の貸家を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。
貸家の所在 上庄市本町1-1-5
造 陸屋根 3 号室
面積 31 平方メートル (日 203 号室)
第2条 (賃借期間) 賃借物の期間に 年 月 日 から 年 月 日 までの 3 年間とします。ただし、賃借人・賃借人は、協議のうえで本契約を更新することができるとします。
第3条 (賃 料) 賃料は1か月金 45,000 円ととし、賃借人は毎月 25 日までに 前 月分を賃借人の住所に送金もしくは現金で支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の悪化、公租公課の増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となったときは、賃借人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。また、本件貸家の一部が、火災その他の災害で滅失したとき (ただし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り) は、賃借人は、契約期間中であっても、賃料とこの損益に立つて、当該滅失部分に相当する賃料を減額することができるものとします。
第4条 (敷 金) 賃借人は敷金として金 45,000 円を賃借人から申し受けるものとします。敷金は賃料借主その他の本契約に基いて生ずる賃借人の賃借人に対する債務を担保する目的で預けられるものであり、利息を付さないものとします。賃借人の前金への充當の範囲、方法およびその返還については本契約に定めるところによるものとします。
第5条 (使用目的) 賃借人は、賃借物を、賃借人の目的で使用する。他の用途に使用してはなりません。
第6条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借物を譲渡し、もしくは本件賃金を転貸し (転貸、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃借人の承諾なしに転貸、改築、模様替え等をしてはなりません。また、賃借人は、本件賃金の使用に必要であっても修繕を行う場合は賃借人の承諾を得なければなりません。ただし、賃借人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃借人がその旨知ったにもかかわらず、賃借人が相当期間内に必要を修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または修繕の場合はこの限りではありません。
第7条 (当然終了) 本件賃借が、火災その他の災害で滅失または滅失したときは、本契約は当然に終了します。
第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃借人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
一、賃借人の使用に供している本件賃金の一部が火災その他の災害で滅失し、これにより本契約の目的を達成することができないとき。
二、賃借人の承諾なく、本件賃金の改築、転貸、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。
三、賃借人の事前の承諾なく、賃借人が賃借権を譲渡し、または本件賃金を転貸するとき。
四、賃借人が自身あるいは契約締結時に賃借人に申告した家族以外の者に賃借人の事前の承諾なく本件賃金を占有させたとき。
五、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
六、賃借人につき仮差押、假処分または強制執行を受けたとき。
七、賃借人に対し破産、破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立てがあったとき、あるいは賃借人が自らこれら手続の申立てをしたとき。
八、賃借人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
九、賃借人独自の手段小切手や不渡地分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
十、賃借人の財産または信用状態が悪化し、本契約に基づく賃借の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
十一、立社会勢力ととの関係において、(1)賃借人または賃借人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、(2)反社会的勢力が賃借人の経営に実質的に関係していると認められるとき、(3)賃借人が反社会的勢力を利用したと認められるとき、(4)賃借人が反社会的勢力に対して資金等を提供もしくは便宜を供するな

- との関与が認められるとき、(5)賃借人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜者または特殊な暴力団員、その他これに関連または準ずる者をいいます。
2 賃借人が、(1)賃料の支払いを怠ったとき、(2)賃料の支払いを後援にわたって遅延したとき、(3)本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、(4)その他本契約に違反したときにおいて、賃借人はこれを是正するよう催告をし、催告期間を経過した後にこれが是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(1)および(2)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、これに拠るものとします。
第9条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において、危険、火災、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。
第10条 (損害賠償等) 賃借人 (その家族を含みます) の責に帰すべき事由により本件賃借を汚損、破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。
第11条 (ガス等の使用料) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃借人の定めた方法で支払うものとします。
第12条 (賃借人の解約申入れ) 賃借人は賃借人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え1か月の賃料相当額を賃借人に支払って即時に解約することができます。
第13条 (延滞賃料等への充当等) 敷金に不足する賃料を支払ったとき、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第10条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃借人は本契約終了後であってもその敷金をもってその滞り滞に充当することができるものとします。この場合、賃借人は賃借人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。
第14条 (敷金の返還) 賃借人は、賃借権契約が終了し、賃借人から賃借の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料もしくは第10条の損害賠償金額があるときは、または第16条に定める賃借人の義務が履行されないときはこれを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。
第15条 (修繕料等の不請求) 賃借人は、本件賃金の明渡しに際し、賃借人に対し、修繕料、立退き料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。
第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃借人は、本件賃金の返還に際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、本契約中に賃借人が転貸・加工・設置したものがあれば賃借人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取去し、本件賃金を原状に復したうえで (ただし、通常の使用および収益によって生じた本件賃金の損耗ならびに本件賃金の経年劣化は当然回復の対象ではないものとします)、賃借人の立会を求め、本件賃金の引渡しをするものとします。
第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人に対する賃借人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃料 年 分を上乗せとして、賃借人と連帯して敷金の金を負うものとします。
第18条 (合意事項) 本契約に關する紛争については、賃借人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書 通を作成し、各自署名捺印のうえ、各1通を所持します。 令和5年7月6日

賃借人 現住所 氏 名
賃借人 現住所 氏 名
連帯保証人 現住所 氏 名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7119

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 15 日	支出額	3,959 円
項目	事務所費	充当額	3,563 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所清掃用具一式		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7119

(2/2)

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン 光洋
株式会社 光洋
〒350-0066 川越市蓮雀町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189
T0000001054630

納品日 07年 12月 15日 次回訪問日 01月 13日
納品方法 (現金) D 納品番号 00998 4W

商 品 名		契約数	前回数	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正後
		数量			数量	金額	数量	金額	数量
DWLJ	吸塵吸水マットL(抗菌)	1	1	1969	1	1969			
BSC3G	おそうじベアッパ3用クリー	1		1990	1	1990			
BSSS-G	おそうじベアッパ3用ジョウロ		1		0				
BLALA-G	おそうじベアッパ3用ジョウロ		1		0				
BSC3CL	ベアッパ3用クリー				0				
10%合計				3,959					
				内消費税		(359)			

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
(10%)	3,600	359	3,959	3,959

前金サマシ

振込名義

領収書 NO.0010352766

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7140

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 16 日	支出額	4,840 円
項目	事務所費	充当額	4,356 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	11 月分事業ごみ回収代		
備考	振込手数料 ￥440		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7140

(2/2)

領 収 証		NO. _____	
逢澤圭一郎事務所様		2025年12月16日	
¥ 4400-			
但し11月分事務費4400円		上記の金額正に領収いたしました	
内消費税	¥400-(10%)	尿尿浄化槽維持管理士 三郷市指定一般廃棄物処理 尿尿浄化槽清掃	
現金		有限会社 根本清掃	
小切手		埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256 TEL (048) 955-2456 FAX (048) 956-6197	
T9030002049553		収 入 印 紙	係 ●JTC4953

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57248	07-12-16	15:40
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥4,400	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
円 千円 千円		
お振込明細またはご案内		
カメラリツキン ミサト 普通 0178856 1) ネモトセイソク様 登録番号 0002 アイサ ワクイナロウ セイムカット ウツ 様		
お受取人	電話番号	取扱番号
		600006
印紙税申告納付につき通和税務署承認済		

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

逢澤 圭一郎 事務所 様

請 求 書

(発行日 7 年 12 月 4 日)

No.

有限会社 根 本 清 掃

〒341-0044

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256

TEL: 048-955-2466

FAX: 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店

普通口座 0178856

登録番号: T9030002049553



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(7 年 11 月 30 日締切分)

PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票 No.	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
7/11/30	331	ゴミ処理代基本料11月分	1	台	4,000	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様》			《御買上額》	4,000
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額)	4,000			400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額)	4,000			400
		【御入金額合計】				0
		総御買上額 (税抜)				4,000
		差引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7141

(1/4)

日付	令和 7 年 12 月 16 日	支出額	150,000 円
項目	事務所費	充当額	135,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所家賃		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

7141

(2/4)

2025/12/16 17:21

振込受付完了！パワーダイレクト

 **新生銀行**

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2025/12/16
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	75 円
キャッシュバック金額	75 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認については[こちら](#)を参照してください。

閉じる

Copyright © SBI Service Bank, Limited. All rights reserved.

<https://bk.web.sbinseibank.co.jp/print/transferComplete.html>

1/1

61-1 事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	大丸屋
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5
構 造・規 模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 約38 m ²

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 12 日 から	3 年 月間
終期	2026 年 7 月 11 日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃 料	月額 150,000 円 (内消費税等 円・税率 %)
共益費(管理費)	月額 0 円 (内消費税等 0 円・税率 0 %)
保証金(敷金)	0 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	
	円
礼 金	0 円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 末 日までに支払う
	☒ 振込 ☐
	振込先金融機関名・支店名 埼玉りそな銀行 支店 口座種別
	口座番号 口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

政務活動費 領収書等貼付用紙

7141

(4/4)

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項

更新料の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無)

更新料の金額	☐ 新賃料の	ヶ月分 ・ ☐	円
--------	-------------------------------	--------------------------------	---

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主

住所

埼玉県川越市市場新町14-2

氏名

株式会社秀拓
代表取締役 米原恭淳

電話番号

049 (233) 1103

借主

住所

氏名

須賀 昭夫

電話番号

080 (2568) 7260

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額

1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様

☒ 貸主 ・ ☐ 代理

免許証番号

埼玉県知事(12)第 8359 号

事務所所在地

埼玉県川越市市場

商号

株式会社 秀拓

代表者等

米原 恭淳

登録番号

宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様

☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号

事務所所在地

商号

代表者等

登録番号

宅地建物取引士

2 / 9 建物賃貸借契約書 61-1 事業用建物 / 普通賃貸借契約【連帯保証人型】
(公社)全日本不動産協会 '2212

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7158

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 17 日	支出額	990 円
項目	事務所費	充当額	495 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	フロアモップリース料 1 2 月		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7158

(2/2)

お書き込み
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号: T6070061004715

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーブ北関東
〒350-2213 埼玉県坂戸市南折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-285-7731
0120-06-5695

発行日: 2025 年 12 月 17 日 受取締切日: 2026 年 1 月 14 日 取引 現金

No.100221083500

商品・サービス内容				数量	単価	納品・請求金額				受取金額				備考
品名	単位	数量	単価	数量	単価	品名	単位	数量	単価	品名	単位	数量	単価	
フロアモップ	個	4	1	1	990									
2025年12月11日時点 Duetコイン残数														
前回未収残	前払金	前払金	前払金	前払金	前払金	前払金	前払金	前払金	前払金	前払金	前払金	前払金	前払金	前払金
	900	90	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990

消費税 10% 合計 1090

領収書 773

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7190

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 19 日	支出額	60,000 円
項目	事務所費	充当額	54,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	来客用駐車場 1, 2, 3 月分		
備考			

領 収 証									
新井一徳事務所様					2025年12月19日				
★ 60000									
但12月分駐車場代として 上記正に領収いたしました									
内 訳					横 山 農 園 代 表 横 山 信 TEL 080-6671-7639				
税抜金額									
消費税額等(%)									
内 訳									
税抜金額					登録番号				
消費税額等(%)									

GR270025

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7191

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 19 日	支出額	80,440 円
項目	事務所費	充当額	40,220 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	事務所賃貸料（本町事務所）		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7191

(2/2)

小島 信昭

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の投分とする

07-12-19 送料	*80,000
07-12-19 手数料	*440

キャッシュサービスご利用明細

増玉りそな銀行

取引明細

0011

57105 07-12-19 09:52

振込 ¥80,000 ¥440

登録番号 0001

07/12/19 7時様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 400031

(前) 質問書									
(1) 賃貸物の目的物									
名称	高橋ビル2階貸事務所 所在地 〒 236-0037 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5番1号								
用途	事務所(一階)								
戸数	戸	間数	地上	3	階	地下	階	工事始り年	
住居用室	1	居室	間数	0				築価	29.75 円
(2) 事業内容(具体的に記載すること) 埼玉県議会民営議員団 四谷小島議員事務所									
(3) 契約期間									
締結期日	2025年09月01日						2 年 6 月		
終了期日	2027年04月30日								
(4) 賃料・管理費・共済費その他費用及び支払方法									
賃料等	算定	月額	80,000	円	月数		円		
	支払時期	日	1		支払	日	1		
	税金(法人)	80,000	円	支払	1	ヶ月毎分			
	更新料	初年度時 0	円	支払	0	ヶ月	更新率標準賃金 44,000	円	
(5) 貸主及び管理者									
貸主	住所	〒 339-0067 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1 TEL. 048-758-0539							
管理者	住所	埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1 TEL. 048-758-0539 埼玉県知事官邸の所有管理受託業務のため、委託した職員が代表する。							
借主	住所	TEL. 048-758-1624							
借主(注)	氏名	埼玉県議会民営議員団 小島 信昭 生年月日 性別 年齢 職業 職階(役)							
(7) 賃貸保証及び権利関係									
賃貸保証人及び保証状	形式	小倉 信昭	担保額	生年月日		地主との紛争先			
実質賃料負担割合	比率	埼玉県さいたま市岩槻区大字第30		決定後	備考 048-757-6686				
(8) 特別条項									
① 契約終了後は、更新申請書類として新賃料と3ヶ月分相当額の消費税率改訂後の増徴を賃金者に支払うこと。 ② 借主側の滞りには地主は必ず請求し且て滞り・遅延などの及び残存物を全て返還し、要求償戻れたうえで物件使用明け渡すものとする。 ③ 住い賃金が使用許可と預けたものについてはその限りではない。 ④ 滞りの場合に地主は貸主に対し、残置した物品・家具・内装等の買収請求は一切認めないとする。									

令和7年 4月 2日

資主(甲) 代理 株式会社 宝来屋不動産商会

氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

借主(乙)

借人名 埼玉県議会自民党議員団

代表者 小野 信昭

所在地 埼玉県市若槻区本町5-5-12

TEL [REDACTED]

緊急連絡先 (担当者) 氏名 [REDACTED]

TEL 048-758-1624

擔保保証人(丙)

氏名 別紙

住所

TEL

更新專案契約書 (普通營業借) 1 / 3

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7192

(1/1)

日付	令和 7 年 12 月 19 日	支出額	220,000 円
項目	事務所費	充当額	198,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 12 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主

(以下「甲」という)と借主 森 伊久磨

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	本町貸事務所				1 階		
	所 在 地	(登記簿) 蓮田市本町3866番地8 (住居表示) 埼玉県蓮田市本町3-12						
	種 類	事務所	家屋番号	3866番8				
	構 造	木造		/		1 階建		
面 積	専有	37.41 m ² (約	11.31 坪)	その他使用可能な面積	m ²	(約	坪)	
	バルコニー	m ² (約	坪)					
物件の所有者	(住所)							
	(氏名)							
頭書(2) 賃 賃 借 条 件	使用目的	事務所 事務所						
	賃 料	月額	220,000 円 (うち消費税 20,000 円)	敷 金	(賃料の ヵ月分) (金額) 0 円			
	管 理 費	月額	円 (うち消費税 円)	(更新時積み増し金)	(金額) 0 円			
	共 益 費	月額	円 (うち消費税 円)					
	駐 車 料	月額	円 (うち消費税 円)	礼 金				
	付属施設料	月額	円 (うち消費税 円)					
	総 費	月額	円 (うち消費税 円)	更 新 料	(総額) 0 円 (うち消費税) 0 円			
	保 險 料	総額	18,500 円 (うち消費税 円)					
	保 証 金	(3.3㎡当たり)	円 預かり済み	更新手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分 (別途消費税)			
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		保 証 料	円			
	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)		
	契約期間	2025年10月01日 から 2027年09月30日迄の 2年 0ヵ月 0日間						
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する。						
	賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)					
振込先								
口座名義人								
口座引落 委託会社名								
毎月 20 日迄に前払 (円) 。								
但し、振込の場合は、末日までに翌月分の入金を確認できるものとする。								

頭書(3) その他	付風施設	
	貸与する鍵一覧	新規 [REDACTED]
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 2023年10月01日		ポストボックス

※更新時、更新手続きをとること。更新事務手数料として賃料の1/2ヶ月と消費税を仲介業者に支払うこと。
 ※退去時、借主の負担において貸主指定の業者でハウスクリーニングを行うこと。
 ※借主は入居期間中、借家人賠償補償付の保険に加入すること。
 ※借主は自然損耗と認め難い故意・過失による破損、汚損箇所（タバコのヤニによる汚れ、クロスのカビ等、ほか関係者による汚破損を含む）を修繕する等の原状回復措置をとらなくてはならない。
 ※入居開始時、エアコン2台は貸主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

2023年 / 0月 / 1日

	貸主・甲	借主・乙
住所	[REDACTED]	〒 349-0111 埼玉県蓮田市東6丁目8-4
電話番号	[REDACTED]	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	森 伊久磨
乙の連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)
保証機関		
(緊急時の連絡先)	〒 (住所) (氏名) (電話番号) (乙との関係)	
媒介業者		媒介業者
免許番号	埼玉県知事 (15) 第3401号	免許番号
主たる事務所	埼玉県蓮田市本町3-8 [REDACTED]	主たる事務所
商号	日信土地株式会社	商号
代表者	田部井 稔人	代表者
宅地建物取引士		宅地建物取引士
登録番号	[REDACTED]	登録番号
氏名	[REDACTED]	氏名
事務所名	日信土地株式会社	事務所名
所在地	埼玉県蓮田市本町3-8	所在地
電話	048-768-2550	電話

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7204

(1/1)

日付	令和 7 年 12 月 20 日	支出額	9,179 円
項目	事務所費	充当額	7,343 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	駐車場利用料令和 8 年 1 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

契約番号

Park Direct 利用管理契約書

乙および丙は、Park Direct 利用管理契約条項に同意し、下記内容の駐車場および管理について Park Direct 利用管理契約を締結する。

賃借人（乙）について

氏名	保谷 武
住所	
電話番号	

Park Direct 運営事業者（丙）について

名称	株式会社ニーリー
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F

駐車場利用について

名称	矢作駐車場		
所在地			
指定区画		利用期間	2025/02/01～2026/01/31
車種	ジムニー	ナンバー	-
月額使用料※1	9,179円 (税込)		
更新情報	1年更新	更新費用※2	9,179円 (税込)

※1 月額使用料は、毎月お支払いいただく駐車場使用料の総額です。
※2 更新費用は、更新情報に記載の更新時に別途お支払いいただく費用の総額です。

Park Direct利用管理について

契約期間		賃貸借契約の始期から解約日まで	
月額管理料※1	679円 (税込)	管理更新料※2	679円 (税込)

※1 月額使用料に含まれます。
※2 更新費用に含まれます。

契約に関する備考

-

Park Direct利用管理契約条項

乙及び丙は、以下のとおり、Park Direct利用管理契約（以下、「本利用管理契約」）を締結する。

第1条（Park Direct利用管理契約）

1. 乙及び丙は、乙を賃借人、丙を駐車場の利用管理事業者（駐車場の賃貸人（以下、「甲」）又は甲の代理（又は管理会社）より委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行う者）として、本利用管理契約を締結する。
2. 乙は、本利用管理契約と併せて、本件に伴い甲と締結する駐車場の賃貸借契約書（以下、「本件賃貸借契約」）記載の内容に合意し、遵守するものとする。
3. 乙は、表記の駐車場（以下、「本駐車場」）の契約時請求費用、月額使用料、更新手数料その他本件賃貸借契約に関連して生じる費用・違約金など（以下「賃貸借関連費用等」）の支払い、契約中の各種手続き、問い合わせ等は丙に行うものとし、丙は迅速に対応する。
4. 本件賃貸借契約の条項と本利用管理契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、本利用管理契約の定めを優先するものとする。

第2条（契約期間）

1. 本利用管理契約の契約期間は、本利用管理契約締結日から、本件賃貸借契約の終了日（解除・解約による場合も含む。）までとする。但し、甲または甲の代理（または管理会社）から丙に対する本駐車場の管理業務の委託が終了した場合、本利用管理契約は終了する。
2. 前項の契約期間にかかわらず、契約期間満了後も本利用管理契約から生じた債務がある場合は、引き続き乙は本利用管理契約上の債務を負う。

第3条（利用管理料）

1. 乙は、本件賃貸借契約締結時に表記の初回管理料を表記の契約時請求費用に含める形で、次条で規定する支払方法で丙に支払うものとする。
2. 乙は、前項初回管理料の他、表記の月額管理料を表記の月額使用料に含める形で第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。なお、月額管理料においては、日割り精算はしないものとする。
3. 乙は、第一項、第二項の他、表記の管理更新費用を第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。
4. 前各項に定める管理料及び管理更新費用については、その支払後に本利用管理契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されないものとする。
5. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以降の支払いについても新消費税率で計算された消費税額にて支払うことを予め承諾する。

第4条（支払方法について）

1. 乙は、賃貸借関連費用等を丙が定めた支払方法に従い、以下の期限までに丙に支払うものとする。
 - (1) 「契約時請求費用」：契約締結日又は賃貸借期間始期の前日まで
 - (2) 「月額使用料」：決済手段に依る
 - クレジットカード：翌月分を毎月20日
 - 銀行振込：翌月分を毎月20日まで
 - 口座振替：翌月分を毎月27日
 - (3) 「更新手数料」：更新確定日に通知される支払日
 - (4) 「保管場所使用承諾証明書発行手数料等」：申請日当日～3営業日以内

- (5) その他の費用・違約金等：丙が別途定める期限まで
2. 第一項の支払手段が銀行振込の場合、振込手数料は乙が負担するものとする。
 3. 第一項の支払手段が口座引落の場合、別途指定の引き落とし手数料を乙が負担するものとする。
 4. 丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）から付与された代理受領権限に基づき乙から費用の支払いを受けるとし、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して負担する本件賃貸借契約に基づく賃貸借関連費用等の支払債務は、丙の定める方法により乙から丙に支払われた時点で履行が完了したものである。
 5. 乙が、賃貸借関連費用等の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として丙に支払うものとする。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとする。
 6. 乙が本利用管理契約から生じる金銭債務（月額使用料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、丙は月額使用料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については丙にて決定するものとする。
 7. 乙は、丙又は丙が別途定める保証委託契約書記載の保証会社（以下、「保証会社」）に対して、本件賃貸借契約に関連して保証を委託する。乙が本件賃貸借契約に定める賃料、更新手数料その他の費用（契約終了時における明渡しの遅滞に起因する損害金を含む。）を支払わない場合、丙が別途定める「クライアント向け利用規約」に従って、丙又は保証会社が当該未払金の立替払いを行う場合がある。この場合、丙又は保証会社は、当該立替金について乙に対して求償権を有し、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して本件賃貸借契約に基づく乙の債務を担保する目的で差し入れている敷金・保証金等があれば、丙又は保証会社の当該立替金請求権に当該敷金・保証金等が充当されることについて予め乙は承諾する。
 8. 乙の都合による解除・解約に伴い、又はその他乙に起因する事情により、丙から乙に賃貸借関連費用等の返金が生じる場合、返金のための手数料は乙負担とする。

第5条（各種手続き及び問合せ）

乙は、本駐車場の利用に伴う各種手続き（個人情報の変更、支払方法の変更、車両変更、保管場所使用承諾証明書の発行、解約申請など）や問合せは、Park DirectのWebページ又はPark Directお客様サポートセンターにおいて所定の方法で行うものとする。

第6条（利用管理対象について）

丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）と締結するPark Direct利用申込書に基づき、甲又は甲の代理（又は管理会社）から委託を受けた管理業務を行うものとする。

第7条（乙の通知義務）

1. 乙は、本駐車場を1ヶ月以上不在にする場合は、丙に対して、不在期間中の連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。また、乙は、本件賃貸借契約を解約する意思のある場合は、本件賃貸借契約の規定に定める期日までに丙にその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、丙に対して、本件賃貸借契約にかかる申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。
 - (1) 乙は、乙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号(携帯電話番号を含む。)・メールアドレス等、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに当該変更後の名称及び住所・電話番号・メールアドレス等を通知しなければならない。
 - (2) 乙は、乙の緊急連絡先への連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる丙の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。
 - (3) 乙が前二項の通知を怠った為に、丙又は丙の提携先からの通知が到達しなかったときは、通常当該通知が到達すべき時期に到達したものとみなす。

- (4) 乙は、月額使用料等の支払いを拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該月額使用料等の支払期日の14日以上前に、その旨を丙に対し、書面又は電子メールにより通知しなくてはならない。

第8条（本駐車場利用に伴う取り決め）

本駐車場の利用に関する内容は、甲乙間で締結した本件賃貸借契約の条項に従うものとする。

第9条（放置車両等対応）

1. 理由の如何にかかわらず本件賃貸借契約が終了した後、乙又は本駐車場利用者が乙の契約区画内から車両その他の動産・残置物の移動を行わない場合、放置車両等(車両その他の動産・残置物を対象とする。以下同じ。)とみなし、丙は、次項に定める対応を行うものとする。乙は当該対応を丙が行うことについて予め同意する。
2. 前項に定める丙が行う対応は以下のものとする。
 - (1) 放置車両等に関する調査（車内調査を含む）
 - (2) 放置車両等の移動及び一時保管
 - (3) 上記各号に付帯する業務
3. 丙は乙に通知する方法又は本駐車場内に掲示する方法によって、放置車両等を移動することを乙又は車両の所有者若しくは使用者に要請できるものとする。
4. 乙は、放置車両等によって甲若しくは甲の代理又は丙に生じた一切の損害・費用（逸失利益及び弁護士費用等の対応費用を含むが、これに限られない。）について賠償の責任を負う。

第10条（免責要件）

1. 乙が保有する情報の損失、遅延、誤送、又は第三者による情報の改竄等により発生した損害、乙が本サービスを利用し、又は利用できないことによって被った損害（ソフトウェア、ハードウェア上の事故、コンピュータウイルスによる汚染、データの滅失・毀損等の一切の損害・不利益等）について、丙は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、それに対する一切の責任を負わない。
2. 乙からの問合せ等がインターネット上の不具合・事故等により丙に着信しなかった場合、丙はそれに対する一切の責任を負わない。
3. 本サービスの利用に起因する乙と第三者間の一切の紛争については、乙の責任において処理及び解決するものとし、丙はかかる紛争について何ら責任を負わない。
4. 丙は本件賃貸借契約の当事者となるものではなく、本件賃貸借契約に関する甲又は甲の代理（又は管理会社）及び他の駐車場利用者、他のユーザーその他の第三者とのトラブルについては一切の責任を負わない。
5. 本駐車場内外において、乙又は乙の同伴する者に、事故・怪我・盗難その他丙の責に帰すべからざる事由により損害が生じた場合でも、丙は一切責任を負わない。
6. その他、本サービスを利用したことにより乙が損害を被った場合であっても、丙は一切責任を負わない。
7. 前各項の規定は、本利用管理契約に消費者契約法の適用がある場合はこの限りでない。消費者契約法の適用その他の理由により、丙が乙に対して損害賠償責任を負う場合において、丙の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月の期間に乙から現実に受領した月額管理料の総額を上限とする。

第11条（反社会的勢力との関係の禁止）

1. 乙又は丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 乙又は丙は、前二項の表明に反している可能性が合理的に疑われる場合で、相手方が調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
4. 乙又は丙は、第一項及び第二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは第一項各号及び第二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本利用管理契約に関連する一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、相手方は、期限の利益を喪失し、直ちに乙又は丙に対する債務の弁済を行うものとする。

第12条（個人情報の取り扱いについて）

本サイトにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、乙はこれに同意する。プライバシーポリシーの内容は、以下のリンクのとおりとする。

https://www.park-direct.jp/privacy_policy

第13条（協議事項）

乙及び丙は、本利用管理契約に定めのない事項及び本利用管理契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

第14条（準拠法と管轄裁判所について）

本利用管理契約の準拠法は日本法とし、本利用管理契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。